

議案第42号

つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくばみらい市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

「

児童手当法（昭和46年法律第73号）
による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「

「

児童手当法（昭和46年法律第73号）
による児童手当の支給に関する情報であ
って規則で定めるもの

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

令和6年9月3日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩



提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童手当法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年つくばみらい市条例第38号)新旧対照表

改正案			現行				
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)				
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)			(略)		
		(略)			(略)		
		(略)			(略)		
		(略)			(略)		
	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(略)		(略)	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	
		(略)		(略)		(略)	
		(略)		(略)		(略)	
		(略)		(略)		(略)	
		(略)		(略)		(略)	
		(略)		(略)		(略)	
		(略)		(略)		(略)	
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当_____の支給に関する情報であって規則で定めるもの		(略)		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	(略)
		(略)		(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)					

|| | | (略) | | | | (略) | |